

## 公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて

平成 23 年 3 月 14 日  
物価担当官会議申合せ  
(最終改定：令和 6 年 6 月 19 日)

政府の規制する料金または価格（以下「公共料金等」という。）の新規設定及び変更に係る決定、認可その他の措置（以下「認可等」という。）については、消費者基本法第 16 条第 2 項の趣旨を踏まえ消費者に与える影響を十分に考慮すべく、下記により取り扱うこととする。

なお、昭和 47 年 7 月 20 日付け物価担当官会議申合せ「公共料金等の改定の取扱いについて」はこれを廃止する。

### 記

1. 重要な公共料金等（別紙 1 に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、事前に物価問題に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）に付議する。
2. 上記以外の公共料金等（別紙 2 に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、消費者庁と事前に協議を行うものとする。
3. その他は各省庁において処理するものとする。
4. ただし、1. 及び 2. のうち法律、政令または予算による等、公共料金等が閣議を経て決定される場合には、重ねて関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議を行うことは要しないこととする。この場合において、所管省庁はあらかじめ法令協議や予算編成段階等において消費者庁と調整を行うものとする。
5. 公共料金等の認可等について、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議が必要、かつ適当な特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議を行うものとする。
6. 公共料金等に関する制度改正などにより本申合せの改定が必要と考えられる場合は、所管省庁は事前に消費者庁へ連絡するものとする。

附 則

この申合せは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和元年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 5 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 6 年 6 月 19 日から施行する。

別紙1 物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金等

【注】「公共料金の種類」欄で括弧囲いした項目は、公共料金等が閣議を経て決定される場合（本文の記4. に該当）を示す。

所管	公共料金等の種類
総務省	(1) 以下に掲げる郵便物、信書便物の料金の上限 ① 定形郵便物（25グラム以下のものに限る。） ② 料金上限規制の対象となる25グラム以下の信書便物 (2) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金に係る基準料金指数の算定方法の設定又は変更のうち重要なもの (3) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金につき、変更後の料金の料金指数が(2)の基準料金指数を超える変更
財務省	(1) 製造たばこの小売定価（定価の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が50%を超える場合に限る。）
文部科学省	(1) 国立学校授業料の額の標準
厚生労働省	(1) 社会保険診療報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。） (2) 介護報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。）
経済産業省	(1) みなし小売電気事業者のうち、北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力、中部電力ミライズ、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の特定小売供給に係る料金（経過措置） (2) 旧一般ガスみなしガス小売事業者のうち、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜）に係る供給約款料金（経過措置）
国土交通省	(1) 以下に掲げる鉄道事業者の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。） ① JR旅客会社（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州） ② 民鉄大手15社（東武、西武、京王、小田急、東急、京急、京成、相鉄、名鉄、近鉄、京阪、南海、阪急、阪神、西鉄） ③ 東京地下鉄及び大阪市高速電気軌道、5大都市（東京都、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市をいう。）の公営地下鉄 (2) 以下に掲げる一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。） ① 東京都特別区内に路線を有する大手民営事業者（国際興業、関東バス、西武バス、東急バス、京王バス、京浜急行バス、小田急バス、京成バス、東武バスセントラル） ② 大阪シティバス及び5大都市（東京都、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市をいう。）の公営事業者 (3) 東京都特別区に係るタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）の基本運賃（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る運賃を除く。）

別紙2 消費者庁と協議を行うものとする公共料金等

【注】「公共料金の種類」欄で括弧囲いした項目は、公共料金等が閣議を経て決定される場合（本文の記4. に該当）を示す。

所管	公共料金等の種類
警察庁	(1) 運転免許手数料の額の標準（試験手数料、交付手数料、更新手数料及び更新時講習手数料）
金融庁	(1) 自動車損害賠償責任保険料
総務省	(1) 第三種郵便物、第四種郵便物の料金 (2) 別紙1の(2)の基準料金指数の算定方法の設定又は変更（重要なものを除く。） (3) 国内電報に関する基本的な料金（通常電報料） (4) 電波利用料
法務省	(1) 不動産登記法、商業登記法その他の法令による登記簿の謄抄本等の交付等の請求に関する以下の手数料 ① 登記事項証明書又は登記簿の謄本若しくは抄本 ② 登記識別情報に関する証明書 ③ 地図等及び土地所在図等の全部又は一部の写し ④ 印鑑の証明書 ⑤ 建造中の船舶の登記がないことの証明 ⑥ 登記簿又はその付属書類の閲覧 (2) 戸籍手数料の額の標準
外務省	(1) 旅券手数料（都道府県が徴収できる手数料の額の標準を含む。）
財務省	(1) 製造たばこの小売定価 （定価の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が1%を超え50%以下の場合に限る。） (2) 製造たばこの最高販売価格 （価格の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が25%を超える場合に限る。）
文部科学省	(1) 国立学校入学料の額の標準 (2) 国立学校検定料の額の標準 (3) 検定教科書の定価
厚生労働省	(1) 社会保険診療報酬（全体の改定率が据置きとなる場合に限る。） (2) 介護報酬（全体の改定率が据置きとなる場合に限る。）
経済産業省	(1) みなし小売電気事業者のうち、沖縄電力の特定小売供給に係る料金（経過措置） (2) 旧一般ガスみなしガス小売事業者のうち、各都市に係る供給戸数15万戸以上の事業者の供給約款料金（経過措置）

所管	公共料金等の種類
国土交通省	<p>(1) 別紙1の(1)に掲げる鉄道事業者の旅客の運賃の上限の新規設定及び変更(重要なものを除く。)(運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。)</p> <p>(2) 保有客車数150両以上(公営事業者及び三大都市圏に路線を有する民営事業者については、保有客車数90両以上)の鉄道事業者又は軌道事業者の旅客の運賃の上限(運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。)</p> <p>※ 保有客車数は、換算車両数(定員145人を1両)とする。</p> <p>(3) 新幹線鉄道に係る特別急行料金の上限</p> <p>(4) 別紙1の(2)に掲げる一般バス事業者(一般乗合旅客自動車運送事業者)の旅客の運賃の上限の新規設定及び変更(重要なものを除く。)(運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。)</p> <p>(5) 保有車両数400台以上(公営事業者及び政令指定都市に路線を有する民営事業者については、保有車両数200台以上)の一般バス事業者(一般乗合旅客自動車運送事業者)の旅客の運賃の上限(運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。)</p> <p>(6) 人口50万人以上の都市に係るタクシー事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者)の基本運賃(ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る運賃を除く。)</p> <p>(7) トラック運送事業(一般貨物自動車運送事業)における特定地域の標準運賃</p> <p>(8) 指定区間における旅客船事業(一般旅客定期航路事業)の運賃の上限で、以下に掲げるもの</p> <p>① 主に旅客運送を行う者で使用する船舶が10,000t以上のもの</p> <p>② 主に自動車航送を行う者で使用する船舶が50,000t以上のもの</p> <p>(9) 高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路の通行料金(割引制度に係るものを除く。)並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に係る高速自動車国道を除く高速道路の通行料金のうち重要なもの(割引制度に係るものを除く。)</p>